

R8病床数適正化緊急支援事業について

概 要

本事業は、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行う

項目	病床数適正化緊急支援事業（新規）※国庫補助
目的	入院医療を継続するための病床数適正化に対する支援
対象	①R7.12.16～R9.3.31までに一般病床、療養病床、精神病床の削減を行う医療機関 ②「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（R7年2月21日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）により、事業計画書の提出をもって削減の意向を示しつつ、R6.12.17からR7.9.30までに病床の削減を行い、都道府県に対して病床数の変更に関する届出を行った医療機関 ③「地域医療構想の取組の推進に向けた調査」（R7年8月14日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）において、病床を削減予定と報告を行い、現に病床を削減した医療機関
支給額	削減病床 1 床につき4,104千円（休床は2,052千円）
調整会議・ 医療審議会への協議	不要 →昨年度同様、対象医療機関には原則調整会議で報告いただくことを想定 ※100床以上削減の場合は調整会議での議論が必須
休床の扱い	支給対象

※国予算額（R7補正）：3,490億円（R6補正：428億円）

今後のスケジュール

8/24：第1回申請期限（県→国）

9/30：第2回申請期限（医療機関→県）

11/30：第3回申請期限（医療機関→県）※申請状況や予算の状況により第3回申請は実施しない可能性あり

R8病床数適正化緊急支援事業について

第1回申請

二次医療圏	医療機関数	削減前 病床数(床)	削減後 病床数(床)	削減 病床数(床)	一般	療養	精神	うち 休床
宇都宮	7	778	615	163	96	0	67	84
県西	2	452	376	76	46	14	16	0
県東	1	156	156	20	20	0	0	20
県南	8	2,999	2,687	312	296	9	7	61
県北	5	1,011	822	189	35	16	138	146
両毛	8	926	749	177	117	60	0	143
計	31	6,322	5,405	937	610	99	228	454